

大阪府立住吉商業高等学校 P T A 規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 この会は、大阪府立住吉商業高等学校 P T A という。
この会は、事務所を同校におく。

第 2 章 目 的

- 第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における、生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
1. 教育水準を高めるために、会員の成人教育を盛んにする。
 2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒を保護善導する。
 3. 家庭と学校と社会における、教育的環境をよくする。
 4. 学校に対する公費の確保に協力する。

第 3 章 方 針

- 第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
 3. この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 4. この会は自主独立のものであって、他の団体から支配・統制、または干渉を受けない。
 5. 学校の教育方針、および人事、ならびに管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第 5 条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。
1. この学校に在籍する生徒の父母、またはこれに代る者（以下「保護者」という）。
 2. この学校の教職員。
 3. この会の主旨に賛同する者で、実行委員会の承認を得たもの。
- 第 6 条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第 5 章 経 理

- 第 7 条 この会の経費は、会費・事業収入・および自発的な寄付金によって支弁される
- 第 8 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第 9 条 この会の資産は、すべて第 2 章にあげた以外の目的のために支出、または使用してはならない。
- 第 10 条 この会の会費は、年額2,000円とする。
- 第 11 条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。
- 第 12 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終る。
- 第 13 条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

第 6 章 役員とその選出

第 14 条 この会の役員は次のとおりである。

1. 会 長 1 名 保護者
 2. 副会長 若干名 保護者
 3. 書記 1 名 保護者
 4. 会計 1 名 保護者
- 1) 役員は、男女のいずれか一方に、偏してはならない。
2) 役員は、他の役員、または会計監査委員を兼ねることができない。

第 15 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再選は妨げない。

第 16 条 役員の選出および就任は、次のとおり行われる。

1. 役員および校長・教頭からなる役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）をつくる。
2. 指名委員会は、各役員の候補者を指名する。
3. 選出を行う総会において、一般会員から、候補者の指名をなすことができる。
4. 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その名前を発表する前に、候補者の同意を得なければならない。
5. 役員は、総会において、出席した会員により選出される。
6. 役員は、総会の終了後より就任する。

第 17 条 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第 18 条 会長以外の役員に欠員を生じたときは、実行委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。補充ができない場合は役員による兼務をすることができる。

第 7 章 役員の資格と、その任務

第 19 条 この会の目的、ならびに方針について、十分な理解をもっている会員で、公選による公職者でない者は、第 6 章の規定に従って役員に選出されることができる。

第 20 条 会長は、次の職務を行う。

1. 総会、および実行委員会を招集し、会議の司会をする。
2. 他の役員、および校長の意見を聞いて、特別委員会の委員長を任命する。
3. 実行委員会の承認を得て、特別委員会の委員を任命する。
4. 各委員会に出席して、意見を述べることができる。
5. この会の、資産を管理する。

第 21 条 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 22 条 書記は、次の職務を行う。

1. 総会、および実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録・通信、その他の書類を保管する。
3. 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第 23 条 会計は、次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
2. 予算の立案に協力する。
3. 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
4. 会計監査をうけて、会員に報告する。

第 8 章 会計監査委員会

- 第 24 条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。
2 会計監査委員会には、委員長の外、1名の委員を置く。
- 第 25 条 会計監査委員長の選出および就任は、第16条に準じて行う。
2 会計監査委員長は、他の1名の委員を選任する。
- 第 26 条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、総会において、その結果を報告する。
- 第 27 条 会計監査委員の任期は、1年とする。但し再選を妨げない。
- 第 28 条 会計監査委員長は、実行委員会に出席して、意見を述べることができる。

第 9 章 総 会

- 第 29 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第 30 条 総会の定足数は、全会員の5分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。
- 第 31 条 実行委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときには、会長はいつでも総会を招集する。
- 第 32 条 総会は、年間1回以上開催する。
- 第 33 条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行う。

第 10 章 実行委員会

- 第 34 条 実行委員会は、この会の役員および教員をもって構成される。
2 会長は実行委員会の委員長を兼任する。
- 第 35 条 実行委員会の任務は、次のとおりである。
1. 会長によって任命される各委員会の委員を承認する。
2. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
3. 総会に提出する議案を調整する。
4. 必要あるときは、特別委員会を設ける。
5. その他、規約ならびに総会の決議に従ってこの会の事務を処理する。
- 第 36 条 実行委員会は、年3回以上開催する。
2 委員長は委員でない会員の実行委員会の出席を認めることができる。
3 実行委員会の決議は、出席した実行委員の過半数の同意を要する。

第 11 章 特別委員会

- 第 37 条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは特別委員会を設けることができる。
2 特別委員会は、その任務が終わるとともに、自動的に解散する。
3 特別委員会の委員長は、必要ある場合実行委員会に出席して、意見を述べることができる。
- 第 38 条 特別委員会の委員長は、他の役員および校長の意見を聞いて会長が任命する。
但し必要に応じて各委員会に副委員長をおくことができる。
2 委員は、委員長の選定に基き実行委員会の承認を得て、会長が任命する。
- 第 39 条 特別委員会の委員長、副委員長および委員の任期は、1年とする。
ただし再選は妨げない。
- 第 40 条 校長は、特別委員会に出席して、意見を述べることができる。
- 第 41 条 特別委員会は、その事業計画について、実行委員会にはからねばならない。

第 12 章 改 正

第 42 条 この規約は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。ただし改正案は、総会の少なくとも、一週間前に、その内容を全会員に知らせておかねばならない。

平成 14 年	5 月 31 日	一部改正
平成 18 年	5 月 31 日	一部改正
平成 20 年	6 月 9 日	一部改正
平成 21 年	5 月 29 日	一部改正
平成 29 年	5 月 11 日	一部改正
令和 3 年	12 月 17 日	一部改正
令和 7 年	5 月 23 日	一部改正
令和 7 年	5 月 23 日	一部改正・施行